

令和4年度 宮城県文化芸術活動再開支援事業補助金（三次募集）募集要項

1 補助金の目的と概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会（以下「公演等」という。）といった活動は、中止や延期など活動が制限されていました。

県は、文化芸術活動の再開・継続を支援することを目的として、県内の文化芸術団体又は芸術家（以下「文化芸術団体等」という。）が、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で開催する公演等の活動に対し、予算の範囲内において、補助を行います。

2 対象となる方

以下の要件全てに合致する方が対象となります。

- イ 宮城県内に活動の本拠を置く文化芸術団体等であること
- ロ 宮城県内において、新型コロナウイルス感染症流行以前（令和2年2月1日）から不特定多数の観客に対し対価を得て公演等を行った活動歴があること
- ハ 団体の場合、代表者及び所在地が明らかであること
- ニ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと
- ホ 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと

3 対象となる事業

令和5年2月28日までに開催される公演等のうち、次のいずれかの事業に合致するものが対象となります。（1公演等につき、どちらか1事業しか申請することはできません。）

●感染症対策事業

次の全ての要件に合致する公演等であり、有観客による公演等の再開・継続を目指し、本県の文化芸術の振興に寄与するもの。

- イ 音楽、美術などの文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術活動（※¹）
- ロ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した上で、入場料などを徴収し、広く一般に公開される活動
- ハ 県内の公共の文化施設や民間のライブハウス、スタジオなどを使用した活動
- ニ 新型コロナ対策実施中ポスター（イベント用）を申請し、会場内などで使用すること

●オンライン活用事業

次の全ての要件に合致する公演等であり、オンライン配信を実施することにより新しい生活様式に対応した文化芸術活動の実施を目指すことで、本県の文化芸術の振興に寄与するもの。

- イ 音楽、美術などの文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術活動(※¹)
- ロ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した上で、オンライン配信を実施する活動(観客、入場料及び視聴料の有無を問わない)
- ハ 県内の公共の文化施設や民間のライブハウス、スタジオなどを使用した活動
- ニ 新型コロナ対策実施中ポスター(イベント用)を申請し、会場内などで使用すること

なお、次に合致する内容の公演等は対象となりません。

ア 特定企業の宣伝広報、又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする内容

イ 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する内容

※¹ 文化芸術基本法第8条から第12条については、文化庁ホームページから確認願います。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html

4 補助額

補助額は、予算及び補助対象となる経費の範囲内において決定します。

なお、千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額を補助金の額とします。

事業名	補助限度額
感染症対策事業	10万円
オンライン活用事業	15万円

5 対象となる公演等の実施期間

令和5年11月1日(火)から令和5年2月28日(金)までに開催する公演等が対象となります。

6 補助の対象となる経費

対象経費は、事業終了後の実績報告時に、支払い関係書類の写し(請求書、契約書、領収書、請求書及び金融機関利用明細書等)を提出していただきます。書類の添付がない場合は、対象となる経費として認められません。

なお、対象経費は申請事業によって異なるため留意願います。

事業	費目	内容	留意事項
感染症対策事業	報償費	会場消毒作業員, 会場整理・誘導作業員賃金 等	臨時に雇用する場合に限る
	需用費	感染症対策に係る消耗物品 (例) マスク, 消毒液, フェイスシールド 等	
	委託料	会場消毒, 会場整理・誘導作業の委託に係る経費	
	使用料	会場使用料 (例) 通常控室は1部屋としているが, 三密回避のため2部屋とする場合 等	感染拡大防止のため, 通常時と比較し追加で必要となる場合に限る
	賃借料	感染症対策に係る物品のリース料 (例) 非接触式体温計(サーマルカメラ) 等	
オンライン活用事業	委託料	動画配信に係る撮影や配信の外注に対する経費 (例) 動画撮影, 照明, 動画編集・配信 等	
	使用料	動画配信サイトの使用料	本事業で採択された公演等の配信期間に限る
	賃借料	動画配信に係る機材のリース料 (例) カメラ, マイク 等	

〈注〉以下に該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- 1 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
- 2 その他、その性質に照らして補助対象とすることが不適切な経費

7 申請から補助金交付までの流れ

① 応募受付期間

令和4年10月21日(金)～令和5年1月31日(火)

② 申請

申請書類一式(8を参照)について、申請方法(9を参照)を確認のうえ、申請受付事務局(11を参照)へ提出してください。

③ 審査

提出された書類を基に審査を行い、随時、結果を通知します。

なお、審査内容についてのお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

● 評価項目

- (1) 本募集要項2及び3を満たしているか
- (2) 実現可能な企画となっているか
- (3) 公演及び動画配信の内容が具体的でわかりやすく記載されているか
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を適切に講じているか

④ 公演等の実施、配信

⑤ 精算、補助金の交付

事業完了日から起算して30日を経過した日、または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに提出いただく活動報告書、収支決算書等をもとに精算を行い、交付額を確定した後、補助金を交付します。

【注意事項】

- ・ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- ・ 交付決定後であっても、補助条件に違反したとき、当初申請からの大幅な内容変更等、実行委員会が補助対象としてふさわしくないと判断した場合は、決定の取消し、交付額の減額を命じることがあります。
- ・ 活動に関する支出の決算額が、交付予定額に満たないときは、その満たない額を減じます。

8 申請書類

様式は「11 問い合わせ先」に記載のホームページから入手して下さい。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号別紙1）、収支計画書（様式第1号別紙2）、団体概要書（様式第1号別紙3）
- ・ 本募集要項2イに該当することを確認できる資料
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等の設置予定場所等が確認できる資料（感染症対策事業のみ提出）

9 申請方法

郵送にて、「11 問い合わせ先（申請受付担当課）」に提出ください。

- ・ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
- ・ 受領の連絡はいたしません。

10 事業実施スケジュール

項 目	日 程
募 集 期 間	令和4年10月21日（金）から令和5年1月31日（火）
交 付 決 定	受付後、随時
事 業 実 施	交付決定日から令和5年2月28日（火）まで
実 績 報 告	事業完了日から起算して30日を経過した日、 又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い日まで

11 問い合わせ先（申請受付担当課）

- 宮城県環境生活部消費生活・文化課文化振興班
- 住 所：〒980-8570
仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県行政庁舎 13階
- 電 話：022-211-2527
- HP（申請書等のダウンロード）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/bunka-saikai-shien-r4/bosyuu.html>